

貨物運送事業者各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

平成 31 年度「高さ指定道路」追加指定要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対し、格別なるご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について平成 16 年 3 月より「高さ指定道路」（指定された道路については、通行する車両の高さの最高限度を 4.1メートルとする）が制定されたことに伴い、全日本トラック協会では、平成 17 年度より「背高海上コンテナ通行指定経路申請」に代わり、「高さ指定道路」追加指定要望をとりまとめ、「背高車両委員会」の審議を経て、警察庁、国土交通省へ提出しておりましたが、背高海上コンテナ以外にも「高さ指定道路」指定が必要であるという要望がございました。

つきましては、背高海上コンテナ以外に限らず「高さ指定道路」の追加指定をご要望される事業者は、下記のとおり必要書類を作成し沖縄県トラック協会へご提出頂きますようお願いいたします。

※なお、自動車運搬用セミトレーラについては、(一社)日本陸送協会にて取りまとめております。

記

1. 締切日

令和元年 6 月 17 日（月）沖ト協必着

2. 手続き

「高さ指定道路」の追加指定を要望される事業者は、沖縄県トラック協会のホームページ掲載（全ト協 HP リンク）の手続き要領等を基に必要書類を作成し締切日までに沖縄県トラック協会適正化事業課まで提出してください。

沖縄県トラック協会ホームページ URL : <http://okitora.or.jp/>

3. 注意事項

以下については、要望できませんのでご注意ください。

- ① トンネル、高架橋等で物理的に不可能な区間を含む場合
- ② 「大型車進入禁止」など、禁止区間を含む場合
- ③ 過去 3 年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④ 生活道路等を含む場合（特に駅前、スクールゾーン、住宅街など）

4. 問い合わせ先

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL : 098-863-0280